

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

常総市長 神達 岳志
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛について(第3報)
及び「緊急特別保育」への移行について

日頃より市保育教育行政，新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについて，ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

常総市においては，保育施設の過密化を避け感染発症を防止するため，自宅等での保育が可能な保護者の皆様に，二度にわたり自粛のお願いをいたしました。その結果，公立保育所，民間保育施設の利用状況は，4月27日時点で公立が30.9%，民間が35.6%（2，3号認定）という利用率となりました。改めて，皆様のご理解・ご協力に深く感謝を申し上げます。

一方，感染拡大を防ぐためには，人との接触を8割削減必要があるとされ，当市においても4月23日に感染症患者が発生しており，また，茨城県からは休業要請等の対象施設が拡大され，合わせて小中学校の臨時休業を5月31日まで延長するよう要請がされ，市としましても臨時休業を延長することとなりました。

つきましては，当市としましてもさらに感染拡大を防止するため，保育施設利用の自粛体制を強化する必要があると判断し，原則ご家庭でお子さまを保育していただくことといたします。なお，社会生活を維持するうえで必要な事業等に従事されている方や，家庭での保育がどうしても困難な方につきましては「緊急特別保育」を実施し，保育施設の利用の対応を図ることといたします。

保護者の皆様には，大変なご不便をおかけいたしますが，お子さまと家族及び地域の皆様の命を守るという観点から，何卒，ご理解・ご協力お願い申し上げます。

今後の市内の感染状況等によっては，臨時休所（園）の判断をはじめ，市の対応を急きょ変更する場合もございますので，あらかじめご承知おきくださいますよう，重ねてお願い申し上げます。

(次頁へ)

記

1 緊急特別保育実施期間

令和2年5月11日（月） ～ 令和2年5月31日（日）

（今後の感染状況や、国・県の緊急事態宣言の期間延長等により変更になる場合があります。）

2 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設等（全17か所）

水海道第一・第二・第三・第四・第五・第六保育所・絹西保育園・

小貝保育園・さくら保育園・東さくら保育園・石下幼稚園・（認）みつかいど
う・

（認）二葉こども園・（認）きぬ学園・（認）石下保育園・ぐーちょきパンパ
ン・

はじめのいっぽ保育園

3 保育料の取扱い

自粛要請期間においては、日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、還付する方向で検討しております。詳細が決定次第、ご案内いたします。

※利用者負担（保育料）のみが対象となります。実費徴収（給食費含む。）や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

4 「緊急特別保育」の実施について

次のいずれかに該当する場合は自粛期間中もお預かりし、保育を実施いたします。

（1）保護者が社会生活を維持するうえで必要な事業等（※）に従事しており、かつ、家庭等で児童を保育することが困難な場合

（2）病気や障がい等、上記（1）以外の理由で、**家庭で保育が特に困難であると施設が認める場合（各施設へご相談ください。）**

(※)社会生活を維持するうえで必要な事業等の例
医療機関, 介護・保育関係, ライフライン(電気・ガス・水道), 公共交通,
運送・通信関係, 食品・生活必需品関係, 金融機関, 官公署など

5 「緊急特別保育」の利用の手続き

「緊急特別保育利用届出書」に必要事項を記載のうえ, 各施設にご提出ください。

6 ご利用にあたって

各施設における検温等の健康確認のルールを守るとともに, 同居のご家族に発熱, 咳または倦怠感などの体調不良の方がいる場合は, ご利用をお控えください。

7 ご質問・お問い合わせ等

情報の混乱を避けるため, ご利用の施設にお伝えください。受け付けた施設から市へ情報の提供をいただき, 必要に応じて回答させていただきます。なお, 市ホームページへQ & Aを掲載し, 随時更新してまいりますのでご活用ください。